

農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン (農林水産省)

農林水産省では、農業データの利活用による生産性や品質の向上を実現する必要性から、農業分野の特殊性を踏まえたデータの利活用促進とノウハウ保護に関するルールづくりのため、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」を策定しました。

これにより、令和3年度からは、農林水産省の補助事業等を用いて、スマート農業農業ロボット、ドローン、IoT機器等を導入する場合は、そのシステムサービス（ソフトウェア）の利用契約を、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」に準拠させることが要件化されます。

ガイドラインの詳細について ⇒ [コチラから](#)